

入学料・授業料免除に関するよくある質問

随時更新：最終更新日 2023/2/10

授業料免除等申請書（学部生（特例措置）・大学院生用）の記入について

Q	A
学年・所属は、どの時点のものを記入すればよいか。	基準日（前期授業料免除の場合は4月1日、後期授業料免除の場合は10月1日）時点の学年・所属を記入してください。「本人以外の就学者」欄も同様に、進学・進級後の情報を記入してください。
大学院に進学する予定だが、大学院の学籍番号がわからない。	他大学卒業者は学籍番号を記入せずに提出してください。 学内進学者は、記入時点の学籍番号（博士前期課程に進学する場合は、学部 の学籍番号）を「旧学生番号」欄に記入してください。
1人暮らし（自宅外通学）だが、住民票は実家のまま移していない。どの住所を記入すればよいか。	住民票上の住所は問いません。 基準日（前期授業料免除の場合は4月1日、後期授業料免除の場合は10月1日）時点で居住しているアパートの住所を記載してください。なお、アパート等を借りていて、一時的に帰省している場合も同様です。
「申請理由」欄は保護者が記入してもよいか。	保護者による記入は認められません。 必ず、申請者（学生）自身が、学生本人の目線で記入してください。
「本人・家族（就学者以外）・同居者」 「就学者」欄には、誰を書けばよいか。	同一生計の家族を、就学者以外と就学者に分けて記入してください。 「同一生計」とは、 ・同居している家族全員 （一人暮らしをしている方の場合実家に住んでいる家族全員） ・単身赴任している家族 ・自宅外で生活している就学者 （実家から遠い学校に通うため一人暮らしの兄弟姉妹） などを指します。 別居かつ別生計の家族（祖父母や兄弟姉妹等）は記入不要ですが、その方が別住所に居住していることを証明できる書類が必要です（運転免許証、公共料金領収書、住民票など住所を別に行っていることがわかるものなら何でもかまいません）。同居している場合は、別生計であると認めません。
兄弟姉妹が新学期から就職するが、どこに記載すればよいか。	・基準日（前期授業料免除の場合は4月1日、後期授業料免除の場合は10月1日）時点で兄弟姉妹が実家に住んでいる場合 …「本人・家族（就学者以外）同居者」欄に記載し、 課税証明書・様式⑧「勤務および給与証明書」を提出してください。 ・基準日（前期授業料免除の場合は4月1日、後期授業料免除の場合は10月1日）時点で兄弟姉妹が一人暮らしをしている場合 …「本人・家族（就学者以外）同居者」欄には記載せず、 1人暮らしの住所が確認できる書類（運転免許証・アパートの賃貸借契約書・公共料金の領収書・郵便物・住民票など）のコピーを提出してください。
前年1月以降に退職した人がいる。 退職金は0円のため、様式⑨「退職および退職金支給証明書」は不要か。	退職金が0円であったことを証明するため、様式⑨が必要です。 前勤務先に作成を依頼してください。

入学料・授業料免除に関するよくある質問

随時更新：最終更新日 2023/2/10

授業料免除等申請書（学部生（特例措置）・大学院生用）の記入について - つづき

Q	A
「収入状況調書」の書き方がわからない。	【給与所得者（会社員・公務員・パートなど）・年金受給者の場合】 前年分源泉徴収票の「支払金額」を記入してください。  【給与外所得者（自営業）など】 前年分確定申告書の「所得金額」を記入してください。 記入すべき箇所が不明な場合は空欄のまま提出してください。 
臨時所得（保険金・資産の譲渡による所得及び山林所得など）があった。どうすればよいか。	臨時所得は、「授業料免除」と「入学料免除・入学料徴収猶予」で算入する期間が異なります。 「授業料免除」では、当該授業料納期前6ヶ月以内（前期授業料免除の場合は、前年10月以降）の臨時所得を計上します。 「入学料免除・入学料徴収猶予」では、入学前1年以内（前期授業料免除の場合は、前年4月以降）における臨時所得を計上します。 いずれの場合も、必ず支給日を記入してください。ただし、保険金のうち、死亡に係る生命保険金は収入に含めないなので記入しないでください。
予備校生は「就学者」欄に記載すればよいか。	予備校生は就学者ではありません。 「本人・家族（就学者以外）・同居者」欄に記入してください。

入学料・授業料免除に関するよくある質問

随時更新：最終更新日 2023/2/10

添付する証明書について

Q	A
「本人・家族（就学者以外）・同居者」欄に記載した者が無職の場合は、所得課税証明書を提出しなくてよいか。	無職・無収入の場合も、課税証明書（原本）を提出してください。
・市区町村発行の所得課税証明書 ・源泉徴収票（または確定申告書） は、どちらも提出しなければならないのか。	どちらも必須の書類です。必ず両方を提出してください。
所得課税証明書の代わりに「市町村民税・道府県民税徴収税額の決定・変更通知書」を提出してもよいか。	「徴収税額の決定・変更通知書」は証明書類として使用できません。所得課税証明書（原本）を提出してください。
所得課税証明書の原本ではなく、写しを提出してもよいか。	必ず「原本」を提出してください。
課税証明書を使用できるか。	市区町村窓口で発行される証明書には、 ・課税証明書（または非課税証明書）（課税状況が確認できるもの） ・所得証明書（所得が確認できるもの） ・所得課税証明書（課税状況および所得が確認できるもの） などがあります（自治体により名称が異なる場合があります）。 入学料免除・授業料免除の審査では、「課税の有無」「所得」どちらも必要ですので、「所得課税証明書」をご用意ください。いずれかが確認できない場合は、再提出をお願いします。

入学料・授業料免除に関するよくある質問

随時更新：最終更新日 2023/2/10

成績基準について

Q	A
高等教育修学支援制度(学部生対象)の成績基準が知りたい。	【1年次】 次の1～3のいずれかに該当すること。 1：高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、 入学者選抜試験の成績が入学者の上位2分の1の範囲に属すること 2：高等学校卒業程度認定試験の合格者であること 3：将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること 【2年次以上】 次の1、2のいずれかに該当すること。 1：GPAが在学する学部等における上位2分の1の範囲に属すること 2：修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、 社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること ※採用基準となるGPA・修得単位数はともに 「入学時から前年度末までの累積」によって判定されます。 ※標準単位数＝卒業に必要な単位数÷修業年限×申込者の在学年数
学部（特例措置）・大学院授業料免除の成績基準が知りたい。	【学部1年生】 高校評定平均値が3.9以上 または入試成績が所属類において上位3分の1以内 【学部2年生】 成績評点1.9以上、修得単位35単位以上 【学部3年生】 成績評点1.9以上、修得単位70単位以上 【学部4年生】 成績評点1.9以上、修得単位108単位以上 【博士前期1年】 博士前期課程入試成績がAまたはB評価 【博士前期2年】 成績評点2.5以上 【博士後期】 博士後期課程入試成績がAまたはB評価 ※成績評点は、LiveCampus上の「GPA」とは算定式が異なるので注意。 ※成績評点（前年次までの合計） ＝（秀・優の単位数）×3＋（良の単位数）×2＋（可の単位数）×1 ÷取得単位数の合計
後期の授業料免除では、前期の成績が判定基準となるか。	後期も、前年度の成績が基準となります。

その他

Q	A
留年歴があるが、申請可能か。	原則、留年中の方・修業年限を超えている方は授業料免除の対象外です。ただし、留学や病気などによりやむを得ず留年した方は申請可能な場合がありますのでご相談ください。